

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、現在、施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。

本事業は、見直し後の家電リサイクル制度の円滑な施行のために普及・啓発を行うとともに、家電リサイクル制度の施行状況に係る実態調査等を実施するものである。

2. 事業計画

見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発等事業（平成20年度～）

- ・見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発
- ・見直し後の家電リサイクル制度の施行に係る政省令改正等のための実態調査

家電リサイクル制度の円滑な施行のための施行状況調査等事業（平成19年度～）

- ・2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進
- ・使用済家電の適正処理マニュアルを作成し、使用済家電の適正処理に係る技術的支援を実施

3. 施策の効果

見直し後の家電リサイクル制度に基づき、使用済家電の適正なりサイクルの推進が期待できる。

実態調査等により施行状況を正確に把握することで、家電リサイクル制度の円滑な施行が可能となる。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 52,095千円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

見直し後の家電リサイクル制度の円滑な実施のための普及啓発等事業 12,334千円

家電リサイクル制度の円滑な施行のための施行状況調査等事業 39,761千円

家電リサイクル制度の見直し

家電リサイクル推進事業費 52百万円（43百万円）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、施行後5年が経過し、見直しの時期を迎えたことから、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、見直しのための検討を行っている。

家電リサイクル制度の見直しを行い、平成20年度において、見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発等を実施し、使用済家電の適正なりサイクルを推進
2011年のアナログ放送停波へ向けたテレビの排出動向調査や、使用済家電の適正処理マニュアルの作成を行い、家電リサイクル制度を円滑に施行

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）

（第16回中央環境審議会・産業構造審議会合同会合（平成19年12月10日）資料2）

- 1．現行家電リサイクル制度の成果
 - ・消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の推進
- 2．リサイクルに要する費用の回収方式について
 - ・小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保
- 3．現行家電リサイクル制度の課題と解決の方向性
 - ・不法投棄対策の強化
 - ・3R推進の観点から、適正なりユースの促進と、廃棄物処理・資源輸出の適正性を確保
- 4．個別課題への具体的な対策
 - ・その他（品目拡大等）